様式第４号

**障害者雇用状況報告書の提出義務がない事業主用**

障害者の雇用状況調査票

令和　　年　　月　　日

　公立大学法人九州歯科大学　理事長　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名 　　 　実印

　 障害者の雇用状況については、下記のとおり相違ありません。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 雇用状況  　　障害者の分類 | 人　数 |
| ①　重度身体障害者（フルタイム） | 人 |
| ②　重度知的障害者（フルタイム） | 人 |
| ③　身体障害者（フルタイム） | 人 |
| ④　知的障害者（フルタイム） | 人 |
| ⑤　重度身体障害者（短時間） | 人 |
| ⑥　重度知的障害者（短時間） | 人 |
| ⑦　精神障害者（フルタイム） |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 従業員数（常時雇用する労働者の総数） | 人 |

※　この様式は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第８条の規定による「身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用に関する状況の報告」について、障害者雇用状況報告書の報告義務のない場合に事業主が提出する書類です。

※　人数については、申請日以前の直近の６月１日現在で記入してください。また、障害者を雇用していない場合は、０人と記入してください。

※　報告義務がある事業主については、毎年６月１日現在で公共職業安定所に提出する「障害者雇用状況報告書」の写しを提出してください。

**用語の定義**

（１）「身体障害者」とは、身体障害者福祉法施行規則別表第５号「身体障害者障害程度等級表」の障害等級が１級から６級までに掲げる障害を有する者及び７級に掲げる障害を２以上重複して有する者をいいます。「重度身体障害者」とは、このうち１級又は２級に掲げる障害を有する者及び３級に掲げる障害を２以上重複して有する者をいいます。

身体障害者であることの確認は、原則として身体障害者福祉法に基づく「身体障害者手帳」によって行います。

（２）「知的障害者」とは、児童相談所、障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者職業センターにより知的障害があると判定された者をいいます。「重度知的障害者」とは、このうち知的障害の程度が重いと判定された方をいいます。

知的障害者であることの確認は、原則として都道府県知事が発行する「療育手帳」（「愛の手帳」という場合もあります。）又は知的障害者判定機関の判定書によって行います。

（３）「精神障害者」とは、次に掲げる者であって、病状が安定し、就労が可能な状態あるものをいいます。

　 　　①精神保健福祉法第４５条第２項の規定により「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている者

　 　　②総合失調症、そううつ病（そう病・うつ病を含む）又はてんかんにかかっている者（①に掲げる者に該当する者を除く。）

（４）　重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者とは、１週間の所定労働時間が、当該事業主の事業所に雇用する通常の労働者の１週間の所定労働時間に比し短く、かつ20時間以上30時間未満である常時雇用する労働者をいいます。

（５）「常時雇用する労働者の総数」とは、申請日以前の直近の６月１日現在において雇用する正規の従業員（家族従業員で給与の支給を受けている方を含みます。）の人数を記入してください。

　　なお、代表者、派遣職員、パート、アルバイト、季節労働者等は除きます。